

# 「土佐なる子」使用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、第44回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）の大会マスコットキャラクターとして作成した「土佐なる子」（以下「キャラクター」という。）を文化芸術活動等に活用できるよう、必要な事項を定めるものとする。

## (範囲)

第2条 この規程で定めるキャラクターは次のとおりとする。

- (1) キャラクターのデザイン（別紙参照）
- (2) キャラクターの着ぐるみ

## (使用許諾申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、高知県教育長（以下「教育長」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

## (使用許諾)

第4条 教育長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、団体等、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (4) キャラクターをこの使用規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) その他、公益上の観点又は著作権管理上の観点から不適當であるとき。
- (7) その他、教育長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

2 教育長は、キャラクターの使用を認めるとき又は使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。

3 使用者は、キャラクターのデザイン等を改変又はアレンジして使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を改変又はアレンジしたい場合は、あらかじめ高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議を行うこと。
- (2) 完成したデザイン等は、教育委員会の求めに応じて提出すること。  
ただし、教育委員会においてデザイン等を確認し、改変又はアレンジされたデザイン等がキャラクターのイメージを損なうおそれがあると判断した場合には、改変又はアレンジを認めないものとする。
- (3) キャラクターのデザインを使用する場合は使用対象物に「土佐なる子」の標記を付すこと。標記を付す場所については、教育委員会と協議して決定するものとする。また、標記内容を追加又は変更する場合は、事前に教育委員会と協議するものとする。

## (使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無償とする。

### **(使用責任)**

第6条 使用者は、キャラクターを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者が、キャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し使用者が全責任を負うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用により高知県教育委員会に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を高知県教育委員会に賠償しなければならない。
- (3) 着ぐるみの使用にあたっては、著しく汚れたり損傷したりすることのないよう、注意して使用しなければならない。教育長は、使用者が着ぐるみを著しく汚したり損傷した場合は、クリーニングや修繕等を求めることがある。
- (4) その他、教育長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

### **(完成見本の提出)**

第7条 使用者は、許諾を受けたうえで製作した商品等の完成見本（パンフレット、チラシ、広告、その他の物品）を速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真による提出等をもって完成見本の提出に代えることができる。

### **(許諾内容の変更)**

第8条 使用者が許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、教育長に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 教育長は、キャラクターの使用内容の変更を認めるとき又は変更を認めないときは、別記第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。
- 3 第3条第2項、第4条第1項及び第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

### **(使用許諾の取消し)**

第9条 教育長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許諾を取消することができる。

- (1) 使用者がこの規程または許諾条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 前項に規定する許諾の取消しは、別記第5号様式による使用許諾取消書により、使用者に通知する。
- 3 使用者は、第1項の規定によりキャラクターの使用が取消されたときは、取消しの通知があった日以降、これを使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

### **(目的外使用及び権利譲渡の禁止)**

第10条 使用者は、第4条の規定により許諾を受けた目的以外のためにキャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### **(責任の制限)**

第11条 第9条の規定により、キャラクターの使用の許諾を取り消した場合において、使用の許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、教育長はその責めを負わない。

- 2 使用者が、キャラクターの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、教育長はその責めを負わない。

**(使用状況の調査)**

第12条 教育長は、使用を認めたキャラクターの使用状況について調査をすることができる。  
使用者は、教育長からの調査の通知を受けた場合は、キャラクターの使用状況について教育長に報告しなければならない。

**(補則)**

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和3年6月8日から施行する。